

経理の窓



あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	法人、個人に共通して
	1月21日 : H19年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	1月31日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村) 償却資産の申告期限(市町村)
	法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成20年度税制改正の大綱より

財務省は、平成19年12月19日に、平成20年度税制改正大綱をまとめました。

大綱は、財務省のホームページの税制改正の内容から入手することができます。

ホームページアドレスは、<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei04.htm> です。

法人税関係で大きな改正はありませんが、中小企業者にとって、関心の高い改正事項についてお知らせいたします。

- (1) 特定中小会社が発行した株式を発行した場合の課税の特例の創設
- (2) 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の改組
- (3) 交際費等の損金不算入制度について、中小企業に係る400万円の定額控除の適用期限を2年延長する。
- (4) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。
- (5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。
- (6) 事業承継税制

平成21年度税制改正で、事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。

事業承継税制の見直しに伴い、相続税の総合的見直しを検討する。

平成20年度の税制改正は、閣議決定を経て適用されることとなります。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認しましょう。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないか確認しましょう。12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸もしましょう。家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

経理の窓は、70号になりました。毎月25日頃から、記事は何にしようかと、ホームページや税務便覧や税金ガイドブックを探る作業です。以前に取り扱ったテーマは、何だったか確認しながら、内容を決めています。最近は、お伝えする情報が多くなりましたし、新会社法が施行されて、会計（残高試算表や決算書）により品格（専門性）が求められてきていると、実感しています。中小企業には、中小企業の会計の事情がありますね。これからも研鑽してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田部井 淳子

